

川崎市訓令第4号

庁 中 一 般

各 か い

川崎市職員出勤記録整理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市職員出勤記録整理規程の一部を改正する訓令

川崎市職員出勤記録整理規程（昭和 3 5 年川崎市訓令第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 3 号ナ中「看護」を「看護等」に改め、同号中マをミとし、フからホまでをへからマまでとし、ヒの次に次のように加える。

フ 子育て部分休暇

子部休

第 5 条中「第 1 2 条第 6 項」を「第 1 2 条第 5 項」に改める。

第 8 条中「第 4 項」を「第 3 項」に改める。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。